

前回までの委員会のまとめ

平成27年9月3日

三重県

1-1 検討のながれ

構想段階における道路計画策定プロセスガイドラインに示されたステップ(抜粋)

上位計画(道路網計画等)

STEP 1: 計画検討の発議とプロセスの明確化

STEP 2: 課題の共有と道路計画の必要性の確認

STEP 3: 複数案の設定と評価項目の設定

STEP 4: 複数案の比較評価
(計画段階評価)

環境面

経済面

社会面

比較案の評価

配慮書手続

自治体意見
第三者意見

STEP5: 概略計画案を選定し対応方針を決定

概略計画の決定

鈴鹿亀山道路での対応

STEP1: 第1回有識者委員会

STEP2: 第2回有識者委員会

STEP3: 第3回有識者委員会

評価の確定

STEP4: 第4回有識者委員会

評価結果の比較を踏まえて
概略計画案を選定

1-1 計画検討のながれ

計画検討手順とSTEPの解説

計画検討手順

STEP1

有識者委員会
(第1回)
H25. 7. 26

計画検討の発議
手順の明確化

意見聴取①

STEP2

有識者委員会
(第2回)
H25. 12. 16

- ①課題の共有と道路整備の必要性の確認
- ②複数案の設定と評価項目の設定

意見聴取②

STEP3

有識者委員会
(第3回)
H26. 3. 10

複数案の比較評価

今回審議対象

STEP4

有識者委員会
(第4回)
H27. 9. 3

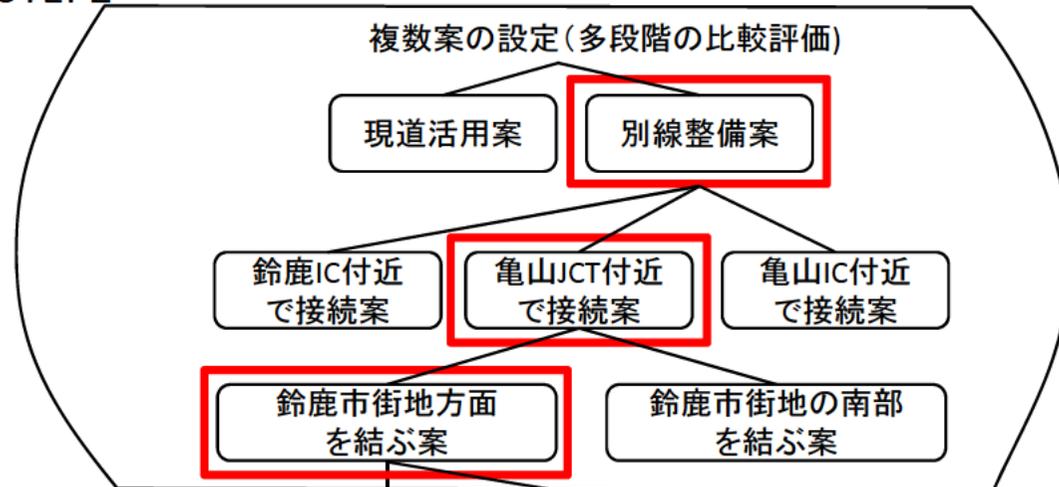
概略計画案の選定
対応方針案の策定

STEPの解説

- ・ 計画策定者は、構想段階の計画検討を開始する際に、上位計画等で検討された基本方針や現状の課題に基づき、当該事業の目的、検討の進め方、スケジュール等の計画検討に必要な事項を明確にし、計画検討に着手することを公表
- ・ 広域な計画等に示された地域が目指す将来像を踏まえ、解決が必要とされる現在あるいは将来の課題について、できる限り早い段階で住民・関係者等と共有し、課題解決を当該道路計画の目標として設定
- ・ 目標の達成が効率的かつ効果的に見込まれること及び道路整備以外の方策のみによっては達成できないことを確認することにより、道路計画の必要性を確認
- ・ 目標に照らして、現実的で合理的な複数案を設定
- ・ 目標の達成度や影響の観点から、複数案の比較評価で用いる評価項目を設定
- ・ コミュニケーションプロセスや技術・専門的検討を踏まえ、評価項目ごとの評価結果に基づいて、複数案の優位性を評価
- ・ 最も優位な概略計画案の選定

1-1 検討のながれ

STEP2



意見聴取

対応できる意見

例)

- ・主要地点間の所要時間の短縮
- ・災害時にも機能する道路の確保
- ・産業・観光を大切に
- ・〇〇等の自然環境に配慮

⋮

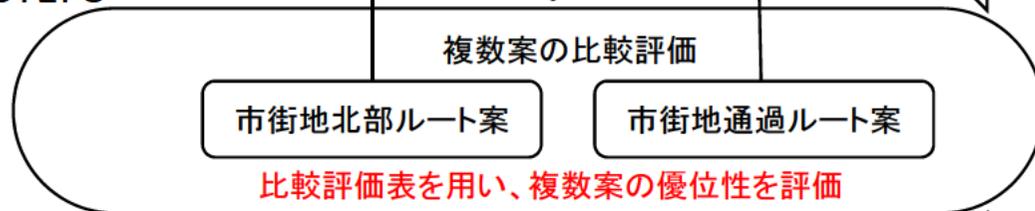
優位と評価された概略計画案を実施するにあたっての
配慮・留意する事項の確認

例)

- ・〇〇までの延伸
- ・渋滞対策(整備効果の発現しない箇所)
- ・〇〇ルート整備

⋮

STEP3



環境影響評価法に基づく
手続き(配慮書)

STEP4



三重県知事による概略計画の決定

都市計画手続きへ